

High School Human Rights in NAGANO

「素敵な学校」づくりに向けて

高校人権教育指導ベーシック資料

人権教育はあらゆる差別を許さない実践力や人間関係を深く築いていく力を身に付けることを目指すものです。

この冊子は人権教育係の先生が校内で人権教育を推進する際の参考になればとの思いを込めて作成しました。

- 1 はじめに
- 2 人権とは
- 3 人権教育の目標
- 4 人権教育の方法
- 5 おわりに

この冊子で取り上げていない個別の人権課題については今後、**高校人権教育通信『High School Human Rights』**を通じて取り上げていきます。あわせてご活用ください。



長野県高等学校人権教育研究委員会編

1 はじめに ～人権教育係になった先生へ～

年度の初めに開かれる「高校人権教育研修・連絡協議会」では

- 「異動してきたら人権教育係になっていた。どうしたらいいのかわからず困っている。」
- 「毎年、映画鑑賞（講演会）を1回行い、感想文を書かせて終わりだが・・・」

という声を耳にすることがあります。人権教育係として、学校で人権教育を進めたいが、どのように取組んでいったらいいのか、という戸惑いや不安があるのかもしれませんが、ある人権教育担当の先生の声です。

何より学校のなかで「人権教育係」が閑職の位置づけになってしまっているのが現状であり、そこが問題ではないかと考える。多くの学校では、多忙な主任が三つ目の係として兼任していたりする。「人権教育係」こそ、現代の生徒たちの抱える様々な問題を、係横断的に有機的に結びつけ、考え教育していく中心になるべきであり、そのようにすればきっと学校として（教員同士でも）人権教育中心に様々な活動ができるようになると思う。

私たち教職員は一人一人の生徒が安心・安全に学校生活を過ごしてほしいと願っています。さらに生徒が自己肯定感や自己有用感を育て、いきがいを感じることでできる学校づくりを推進していきたいとも考えています。人権教育はその実現のための基盤であると考えます。

人権教育を通して生徒一人一人の「生きる力」、言い換えれば

- ☆ 他者との共感
 - ☆ 他者とのコミュニケーションに係る力
 - ☆ 具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする行動力
- (文部科学省 人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」)

の育成を目指し、人権教育係となった先生から同僚や生徒の皆さんへの働きかけを一層されてみませんか。

本冊子の構成は次のようになっております。関心のある項目から読んでください。

2 人権とは

(1) 人権と聞いて先生はどのようなことを思い浮かべますか？

⇒ 詳細は 4 ページ

(2) 人権教育はなぜ必要なのでしょう？

⇒ 詳細は 4 ページ

(3) 人権感覚の育成のために

⇒ 詳細は 5 ページ

3 人権教育の目標

(1) 一人一人の生徒に対して願うこと

⇒詳細は 6 ページ

(2) 高校における人権教育の意義

⇒詳細は 7 ページ

4 人権教育の方法

(1) 「カキケコ」型から「アイウエオ」型の人権教育へ

⇒詳細は 8 ページ

(2) どうやって校内の人権教育を進めたらいいのだろうか？

⇒詳細は 9 ページ

(3) できることから始めて、続けてみましょう！

⇒詳細は 11 ページ

(4) 人権教育の見通しを立てましょう

⇒詳細は 13 ページ

5 おわりに

各校での1年間の取組

学校の実情に応じて年間を通して取組の計画を立案してみましょう。

1年間の取組モデル(例)

	取組	連携する分掌	年間を通した取組
4月	初職員会に年間計画提示 教職員の人権感覚チェックシート実施 グループエンカウンター資料提供	教務係 " 教育相談係	人権に関する資料提供 ○人権通信 ○新聞記事 など
5月	高校人権教育研修・連絡協議会(予定)		
6月	いじめアンケート実施	生徒指導係	
7月	就職差別を許さない職員研修	進路指導係	
8月	教職員の人権感覚チェックシート実施	教務係	
9月	講演会・映画鑑賞の企画立案	各学年	
10月	講演会・映画鑑賞などの実施	各学年・教務係	
11月			
12月	就職試験関係調査	進路指導係	
1月	教職員の人権感覚チェックシート実施	教務係	
2月	年度の実践報告 ⇒ 心の支援課提出		
3月	来年度年間計画検討		

2 人権とは

(1) 人権と聞いて先生はどのようなことを思い浮かべますか？

- 人間が生まれながらに持っている権利
- 人間が人間らしく生きるために必要な権利
- 何だか難しいもの
- 「人権」という言葉を聞くと構えてしまう

等さまざまな考えやイメージ、受け止め方があると思います。長野県では次のように人権を考えています。

「生命、自由、平等、幸福追求などについて、すべての人間がその尊厳に基づいて持っている侵すことのできない固有の権利」
(「長野県人権教育・啓発推進指針」)

人権が大きく損なわれていた戦争中の一人一人の暮らしを想像してみると、そのようなことが二度と起こらないようするためにも、日頃から人権について考え、実践することの必要性を忘れずにいきたいものです。

他人の権利を侵害しないかぎり、なるべく多様な生き方を認め合うことは、社会全体の幸福の増進をもたらすといえます。歴史や今日の社会情勢を鑑みると、一つの価値観しか許容しない(できない)社会よりも、多様な価値観を認め合うことができる社会の方が、そこで生きている人々に生きる喜びや充実感をもたらすのではないのでしょうか。

お互いを大切にし合える学級集団なら授業中も「分からないことがあれば、分からない」と安心して言える雰囲気醸成が醸し出されることでしょうか。このことは協働学習にもつながり、生徒の学力の向上にも結びつくのではないのでしょうか。

(2) 人権教育はなぜ必要なのでしょう？

「一人一人の生徒が自分らしさを存分に発揮し、自己の力を伸ばし、希望する方向に歩んでほしい」、私たち教職員はこのように願い生徒と一緒に過ごしています。

しかし、こうした願いとは逆に、不本意な学校生活を過ごすことを余儀なくされている生徒が先生の周りにはいないのでしょうか。そのような生徒には「人間関係が思うように築けない」「周囲を気にしすぎるがあまり、自分らしさを出せない」、「仲間同士・先生の生徒に対する言葉使いや態度に傷つく」等の様子があるのではないのでしょうか。

また、今日のインターネット利用の急速な拡大により、インターネット上の関係が翌日の学校でのリアルな生徒同士の関係に深刻な影響をもたらす場合も起きています。そのため、学校での生活が息苦しくなったり、つらくなったりして、仲間や学校から気持ちが離れてしまう生徒もいると思われます。

生徒、教職員が、互いの言葉遣いや態度から、不信感を強めたり、違いを認め合えず疎外したりすることは人権侵害となります。また、国が個人の自由を奪ったり、健康で文化的な最低限度の生活を保障しないことも同様です。私たちは、人権教育の推進を通して一人一人の生徒の学習の機会の保障、コミュニケーション能力や自己決定能力の向上、そして自己実現を目指し、安全・安心な学校生活を送ることができるように取り組

んでいきましょう。人権教育の充実を図ることは、一人一人の生徒の卒業後の人生も良い方向に向かうものと信じています。

(3) 人権感覚の育成のために

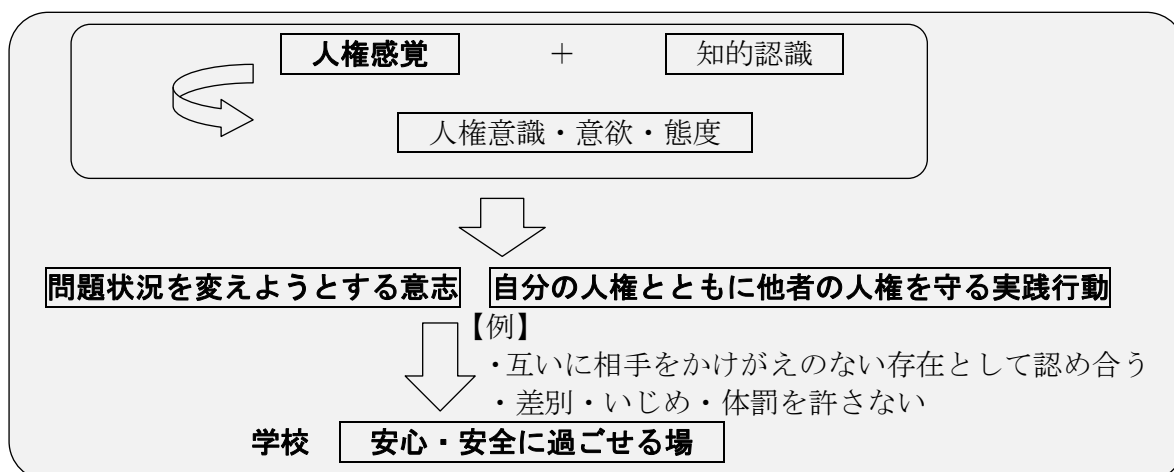
人権教育には様々な側面がありますが、その側面の1つに **人権感覚** を研ぎ澄ますことがあります。人権感覚は次のように考えることができます。

人権感覚 とは

「人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許さないとする感覚」

(文部科学省 人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」)

人権感覚と人権課題等についての正しい理解(知的認識)が結びつくことで、一人一人の生徒の人権意識が高まり、人権尊重の意欲や態度の醸成に繋がります。このことは、学校で生活する一人一人の生徒が安心・安全に過ごすための土台となります。



一人一人の生徒、さらにすべての教職員が人権感覚を研ぎ澄ましていくことは、学校において自分も他者も大切に、すなわち **人権を使える** ことにつながる人権教育の取組の推進をもたらすといえましょう。学校で生活する一人一人の言動がそれぞれの「人権の窓」を通してなされることを目指したいものです。

また、人権感覚の育成には **隠れたカリキュラム** の見返しも必要になります。

隠れたカリキュラム

「教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄」

(文部科学省 人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」)

学校・学級の隠れたカリキュラムを構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったもので、私たち教職員もその大きな構成要素です。したがって私たち教職員の人権感覚をチェックシート(別添資料)などで定期的に見つめなおしたいものです。

最近では生徒だけでなく、保護者も様々な事情により大変苦しい生活を強いられ、他者との関わりから遠ざかっている場合が多々みられる。学校だけでなく、社会全体で人権感覚を養い、共助の精神で関わり続けていく必要がある。

(ある人権教育係の先生の言葉)

人権の意識を涵養するには、年齢や立場等様々なちがう人と出会い、対話し、共感の体験を作っていくことが必要ではないか。いじめや不登校経験のある子どもたちは、そういった体験を通して自尊感情や他者理解を深めていくことができると思う。

(ある人権教育係の先生の言葉)

3 人権教育の目標

(1) 一人一人の生徒に対して願うこと

私たち教職員は一人一人の生徒が

- 自分と他者を尊重できる。
- 日常生活の中で人権を認識し、尊重できる。
- 自分の基本的な権利を理解し、明確に表現できるようになる。
- 違いを認識し、尊重できる。
- 他者の権利を尊重する非暴力的な方法で対立的な問題を解決する態度が身に付く。
- 人権を保護し、促進するための行動がとれる能力や技能について自信がもてる。

ことを願って日々の教育活動に携わっています。人権教育としては以下の取組が求められます。

■ すべての教育活動を通して推進する。

…「人権教育全体計画」や「年間指導計画」を作成して系統的・継続的に行う。

■ 生徒が主体的に学び、生活に生かす。

…身近な学級や家庭・地域社会と結びつけて考えられるような課題の設定、学習展開を工夫。

■ 命の大切さを感じ取らせる。

■ 自尊感情を育てる。

…「自分を価値ある存在として尊重する感情」を育てるために、日々の授業を始め、交流活動などを通して、人の役に立ち、認められ、感謝されるなどの体験を積む。

■ コミュニケーション能力を育てる。

…他の人の役に立つ想像力や人間関係を調整する能力も合わせて育てる。

【例】 **非攻撃的自己主張（アサーション）**：命令的な言い方でなく、相手に選択権を残した言い方であり、自分の気持ちや考え方を伝えながら、相手の主体的な行動につなげる言い方

■ 生徒をまるごと理解して一人一人がつながる集団づくりをめざす。

…同和教育の中で大切にしてきた、課題のある生徒を中核に捉え、互いの持つ願いや悩みを出し合い、友達一人一人の違いに応じてつながっていく取組を集団づくりに生かす。

(『人権教育指導資料集 人権教育を進めるために』 長野県教育委員会)

生徒たちが「死ね」「きもい」等のきつい言葉をあたりまえのように使用し、からかいやいじりなどが頻繁に起こってしまう。異世代、異性だけでなく、同世代とのコミュニケーションもほとんどとってきていない、体験の乏しい子どもたちにそのような傾向がある。「なぜそれがいけないか？」等を生徒たち自身がじっくり考え伝え合えるような場が必要だ。

(ある人権教育係の先生談)

(2) 高校における人権教育の意義

高校生活が人権をしっかりと学ぶことができる最後の機会となる生徒もいます。私たち教職員には学校生活のあらゆる場面を通じて、一人一人の生徒が

- 自分の権利を理解・実践し、尊重する
- 他者の権利を尊重し行動できる

ようにしていくことが求められています。このことが主権者の育成や豊かな社会の実現に結びついていくのではないのでしょうか。

また、高校で行う人権教育は、生徒を社会の中でたくましく生きる市民にするための教育（キャリア教育）の一面も担っています。知的なたくましさを育てること、その知的なたくましが生きるための集団・学校の雰囲気づくり・コミュニティづくりに影響をもたらすことにも着目したいものです。

あらゆる教育活動を通じて一人一人の生徒に「これは大切なこと」、「譲ってはいけないこと」、「越えてはいけないこと」など人権の基準を持ち、その基準を使いこなし、よりよい社会をつくろうとする態度やスキルを身に付けさせたいものです。

「卒業生の最後の文章に『性善説が通用する素敵な学校だった』という一文があった。いじめ等で悩んだ経験のある生徒の言葉であったため、心に重く、ありがたく響いた。学校をそういった感想の多く出る場にしなければならない」。

(ある人権教育係の先生の言葉)

私たちは、一人一人の生徒が安心してそれぞれの持ち味を発揮し、互いにその良さや違いを認めることができる「素敵な学校」を実現させたいものです。そのためにも、「自分の権利を理解し、実践し、尊重するとともに、他者の権利を尊重できる」人権教育の推進が求められています。

参考

この時期には、様々な人権教育が可能です。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければなりません。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきものです。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者ともならないための判断力を身につけさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要です。

(『人権教育指導資料集』長野県教育委員会)

4 人権教育の方法

(1) 「カキクケコ」型から「アイウエオ」型の人権教育へ

人権教育の目標の1つに

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成」

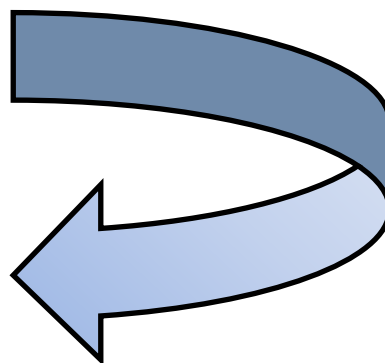
(文部科学省「第三次とりまとめ」)

があります。私たち教職員は目標の実現に向けて、人権教育をこれからどのように展開していったらよいのでしょうか。次はその1つの視点です。

【これまでの人権教育】

「カキクケコ」型の人権教育

カ：固い「(問題を) 解決」せねば
キ：厳しい、禁止、緊張、教条的
ク：苦しい、苦情、苦痛
ケ：権威的、権力、警戒
コ：怖い、困惑、困難



【これからの人権教育】

☆「アイウエオ」型の人権教育

ア：明るい
イ：いきいきと
ウ：嬉しくなって
エ：笑顔で
オ：おもしろい

安全で安心して、
いちばん大切なことを
初々しい感性・感覚で
遠慮せずに
思ったことを、臆せずに

桜井高志さん(桜井・法
貴グローバル教育研究
所)によるイメージを基
に作成

☆「サシスセソ」型の人権教育

サ：参加型、さわやかに
シ：信頼、しなやかに
ス：少しずつ、すっきりと
セ：正確に、誠実に
ソ：相互、尊重、総合的に

人権はすべての人に必要であり、誰にとってもやさしい(優しい・易しい)ものでなければならぬのではないのでしょうか。人権教育の推進には前年度の繰り返しにとどまらず、生徒の様子や校内の雰囲気をつまえた視点から取組の検証・計画・実践が欠かすことができません。

(2) どうやって校内の人権教育を進めていったらいいのだろう？

校内における人権教育を人権教育係の先生が一人で担う場合があると思います。特に異動してきたばかりの学校では、どこから・どのように取組んだらいいのかについて悩みを持たれる先生もいるかもしれません。

人権教育係の先生には、校内の教育活動を人権教育の観点でまとめるコーディネーターの役割が期待されます。その場合、係一人で抱え込まずに関係する分掌と連携して進めていくことが、取組の輪を広げていくうえで大切になります。

校内で人権教育を推進していく主な項目には次のようなものが考えられます。

○計画的、体系的な人権教育の展開を目指す

…教職員が共通認識できるように学校目標への位置づけ

人権教育全体計画

年間指導計画

の作成

個別の活動から学校全体での連携へ

⇒ 関係分掌との積極的な連携

「点」から「線・面」へ

○教職員研修の充実

…教職員の資質向上を図る。【実践・事例に学ぶ研修】【地域に学ぶ研修】等

○参加型、体験型学習の実践

人権教育は、教職員及び生徒一人一人が

○ 一人一人が権利の主体である

○ 自分にも他者にも人権があり、その人権が保障されなければならない

○ お互いが権利の衝突する場合があるので、話し合いを通して、整合性を図っていく必要がある

(ある人権教育係の先生の言葉)

ことを学ぶことでもあります。

この視点から考えてみますと、これまでの一方的な講義型では限界が生じているのではないのでしょうか。そこで、これからの人権教育が目指す方向として次のような枠組が考えられます。

◇ 学ぶ側の立場を尊重した参加体験型学習などの重視へ

講義型

… 講演・講話によって理解を深める・・・人権に係わる知識

参加体験型

…参加者主体の手法や体験的な活動を通じて学ぶ・・・態度やスキル

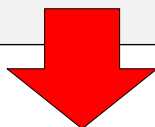


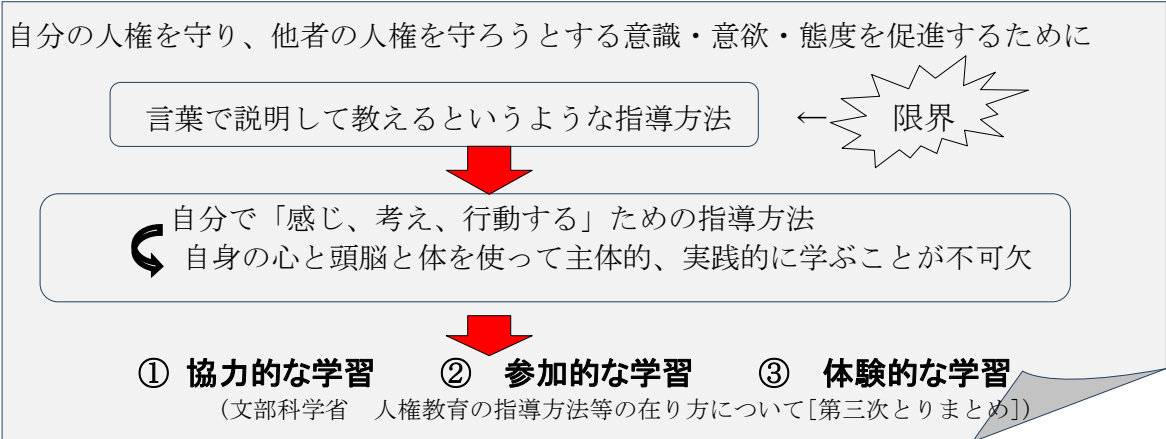
気づきを引き出す活動

みんなで考え方などをつくりあげる活動

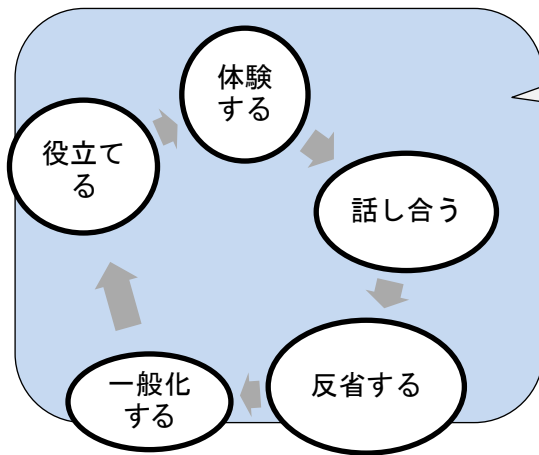
自分の目で確かめて認識を深める活動

(『人権つうしん』49号)





また、「体験的な学習」に関する学習サイクルは次のとおりです。

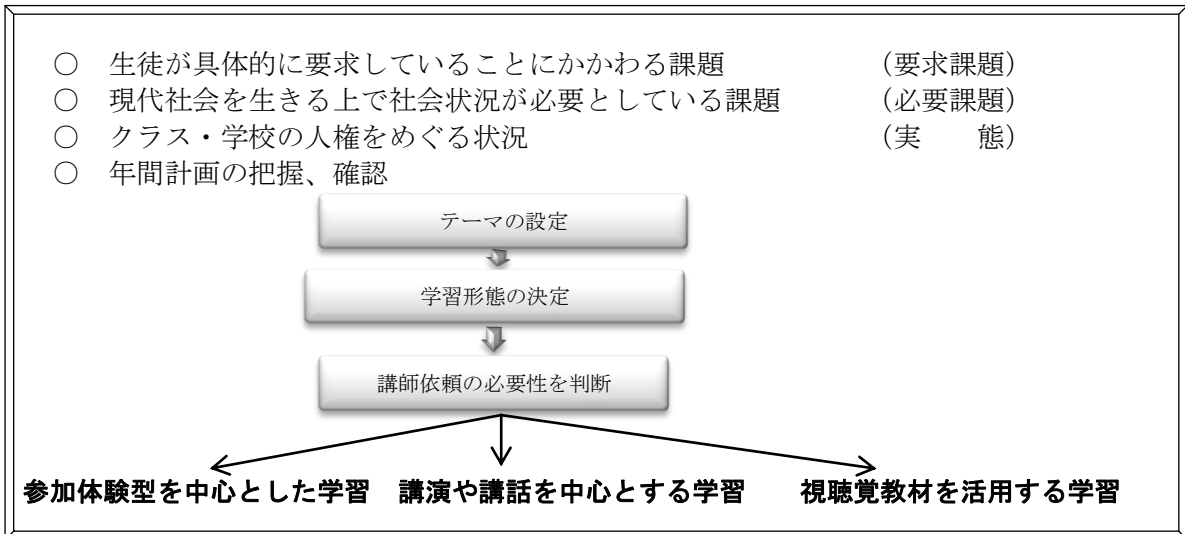


自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を推進するためには、生徒が自ら主体的に、しかもクラスの生徒たちとともに学習活動に「参加」し、「協力」的に活動し、「体験」することを通じて初めて身につくと言えます。

(文部科学省 第三次とりまとめ
 「指導等の在り方編」)

多くの学校で実施されている講演会や映画鑑賞の【 聴く・観る、感想を書く 】活動の良い点を生かしつつ、さらに【 考える・行動できる 】力の育成につながるような参加体験型の展開にも取組みたいものです。

また、校内での人権教育を計画・実施するまでの流れと留意点には次のようなものがあります。
 (『人権つうしん N049』)



講演 = 特別な学習 をやりっぱなしでは、その時間はその時だけの特別な時間で終わってしまう。その時間に学んだことをそのあとの毎日の私たちの生活とどのように結びつけるかが私たち教職員に求められていることではないだろうか。

(ある人権教育係の先生の言葉)

どの方法で取組むかは生徒の様子や、学校の課題と照らし合わせながら、選択しましょう。参加・体験を通してどう感じたかを参加者で共有するシェアリングの時間までを1つのサイクルとしてとらえたいものです。

(4) できることから始めて、続けてみましょう！

人権に関する資料を校内に提供しましょう！

教室内の人間関係、ニュースで報じられている出来事には、時宜を逃さずに課題として取り上げ人権について考えたい内容を含んでいるものがあります。身の回りや現在の世の中で起きている人権課題に気づき・考え・行動できるよう、少し手間をかけて校内の教職員や生徒に考える機会を提供してみましょう。

① HRや授業の場面で

教職員や生徒の皆さんに向けて、人権に関する新聞記事を授業などで活用できるように資料の提供をすることが考えられます。

○ 記事を選ぶ視点 《例》

他者へのかかわりや自己の在り方について考えることにつながる人物紹介・出来事

記事を教科通信等に掲載して人権について考える機会を提供する方法があります。HRや授業の時間を利用して、担任や教科担当の先生が継続的・重層的に人権に関係のある話題を取り上げていく取組の積み重ねは生徒に人権意識の醸成をもたらすでしょう。

【人権通信 クラス掲示用】

○○高校人権通信 (タイトル) NO. 発行日 ○○高校人権教育係
照会したい記事 ※出典は明確に
係として考えてほしいこと

タイトル、きまったフレームを予めつけておくことで資料の提供が続けやすくなります。

気になる記事をストックしておきます。読む時間を想像して添付します。【例】ヘイトスピーチ、マタニティハラスメントに関する報道

担任や授業者がコメントしやすいように係からの問題提起の形でとどめることも考えられます。

② 職員会議の場面で

各校に配布・配信される啓発資料を、職員会での資料として提供し、教職員がその資料に目を通すことで人権について意識してもらう機会を設けることが考えられます。配布するだけでも教職員が自らを省みる効果があります。

【例1】 『高校人権教育通信 High School Human Rights』…年4回程度発行。
『人権つうしん』…年2回発行。

【例2】 チェックシート（別添資料）を1・2学期当初の職員会などで実施。
（所要時間3分程度）

③ 教職員が授業に臨む際に大切にしたいこと

教科等の指導においては、一人一人の生徒が大切にされる授業や互いのよさや可能性が発揮できる取組など、人権が尊重される学習活動づくりに努める必要があります。そのため、私たち教職員は一人一人の生徒の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図ることが求められています。

人権が尊重される授業づくりの視点例

- 授業に参加しているという実感を持たせる。
- 教師自身が一人一人を大切にす姿勢を示す。
 - ・生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し授業に生かしている。
- 一人一人が活躍する場や課題を工夫する。
- 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。
- 丁寧な言葉遣いをし、承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
- 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。
 - ・協力して活動できる場を工夫し、互いのよさを認め合えるような場を設定している。
- 教師の意図と異なる考え方を抑圧したり切り捨てたりしない。

④ 担任の先生への資料提供

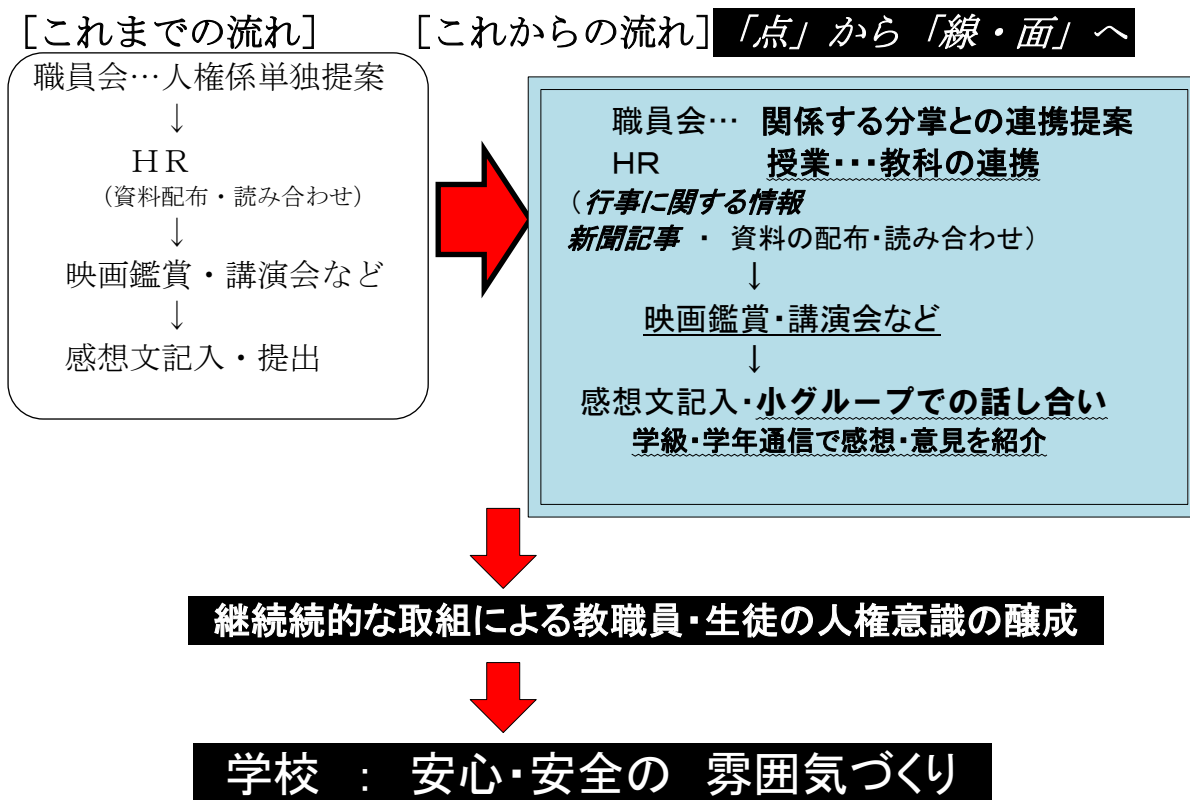
人権を大切にす職員集団の雰囲気を共有できるように各種資料を提供してみませんか。その際、関係する分掌と連携しながら進めましょう。

【例】体験学習…教育相談係・コーディネーター、スクールカウンセラー等との連携

年度始めに「仲間作り」のワークショップを実施している。SGEを使ったりクラスマッチをしたり、調理実習をしたり。そういった体験・交流の活動は効果が大きいことを実感している。
(ある人権教育係の先生の言葉)

※SGE: ホンネとホンネの交流ができる人間の育成を目指すもの。
「構成的グループエンカウンター」

生徒の前に立つ私たち一人一人の教職員がどのような人権感覚を持っているかで、あらゆる教育活動の効果は変わってきます。人権感覚を育成するうえで、例えば、講演会・映画鑑賞に至る過程も大切にしたいものです。



講演会の講師、映画については年度初めに行われる「高校人権教育研修・連絡協議会」で配布される、県内すべての高校の前年度の取組をまとめた資料を参考に、実施校の人権教育係に問い合わせながら情報を集め進めてみてはいかがでしょうか。

(3) 人権教育の見通しを立てましょう

人権教育を実践するための見取り図である **人権教育全体計画** を作成し、学校の実情や地域の特色を生かした人権教育があらゆる教育活動を通じて実践されるようにしたいものです。日常のさまざまな教育活動が人権教育に結びついていることを学校全体で共通理解するために **人権教育全体計画** の作成をしましょう。

※ 人権教育全体計画の一例を別添資料に添付してあります。

人権教育全体計画



全体計画の作成。校内の人権教育を体系的・系統的に俯瞰。学校目標の実現に向けて、あらゆる教育活動の基盤に人権教育があることをすべての教職員で認識するために必要です。

エネルギーを注ぐのは、計画作成ではなく、生徒たちとの具体的な取組

年間指導計画

人権教育全体計画をさらに具体化し、生徒の発達段階に応じて「何を」「いつ」「どこで」「どのように」学習するかについて、年度単位での指導計画の作成・見直しを行います。

自校の切実な課題・願いを大切に、ポイントを絞って見直しを行います。

- 学校固有の指導課題
- 地域事情にかかわる教育課題
- 社会問題を背景とする今日的課題

5 おわりに

2000年に出された（『Human Rights in Nagano 高校用同和（人権）教育指導資料』に

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものです。そのために、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務でもあります。そして、**人権が尊重される社会を構築するためには、すべての人々が、自ら積極的に考え、行動することが大切です。とりわけ、その基礎となる教育の果たす役割には大きなものがあります。**

と記されています。

人権教育係の先生には、この冊子の内容も参考にしながら各校で人権教育の中心として内容や方法の創造・開発にさらに努めていただくとともに、学級や学校がより人権感覚あふれる場となっていくように一つずつ実践を重ねられることを願っております。

編集・発行

平成 27 年度 長野県高等学校人権教育研究委員会

委員	綿内 真由美	屋代高校	教諭
	召田 誠	明科高校	教諭
	本田 真	茅野高校	教諭
	郷原 玲	松本美須々ヶ丘高校	教諭
	村山 美耶子	篠ノ井高校犀峽校	教諭
事務局	原 良通	心の支援課	課長
	平林 洋一	心の支援課	指導主事